

I はじめに

1. 策定の背景と目的

調布市では、平成10（1998）年度に市民とともに議論を重ね、「調布市都市計画マスタープラン」を策定し、「住み続けたい 緑につつまれるまち 調布」を将来都市像に掲げ、その実現に向けてまちづくりを進めてきました。

その後、持続可能なまちづくりの取組や地球環境への配慮、また、市の発展の原動力となった京王線地下化による都市構造の大きな変化等を背景に、平成26（2014）年9月の改定を経て、計画年次である令和4年度を迎えました。

現在、改定から約10年が経過しようとしていますが、市においては、超高齢社会を迎え、総人口は微増を続けている一方、将来的には人口減少が見込まれています。また、地震や風水害被害を受けての安全・安心に関する市民意識の高まり、崖線緑地や都市農地の減少など、様々な課題に直面しています。

このような状況の中、今後も持続的な発展を可能とするためには、安全で快適な市街地を形成し、一層の都市基盤の整備を進めるとともに、これまでに構築してきた貴重な都市空間を活かしつつ、既存ストックを活用していくことが必要です。

こうした社会情勢の変化や現状のまちづくりに関する課題に対応するため、上位関連計画等との整合を図りながら、「調布市都市計画マスタープラン」を新たに策定するものです。なお、策定に当たっては、多様な都市機能の集積等により、さらに都市空間の質を高めていく観点から、「調布市立地適正化計画」をあわせて取りまとめることで、より実効性の高い計画として策定します。

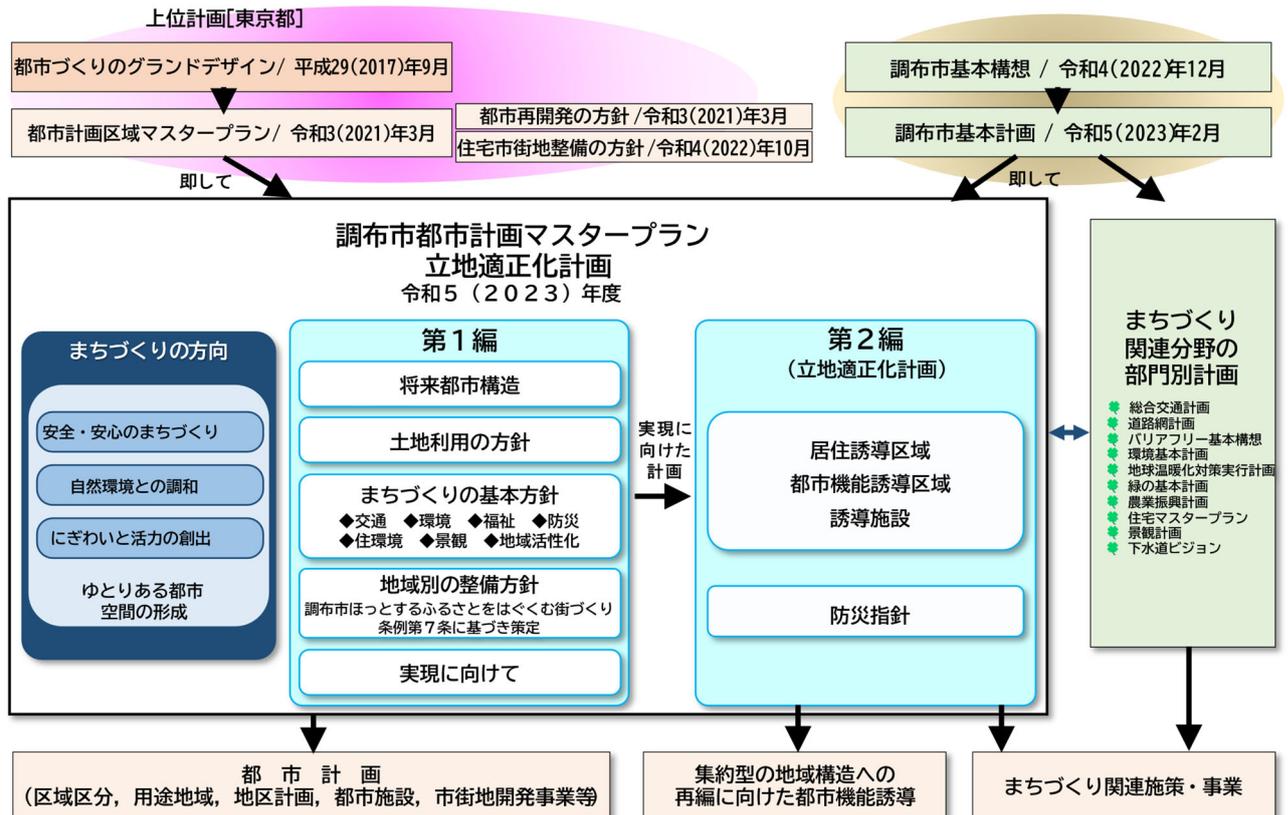
今後は、本計画に示すまちづくりの理念や将来都市像の実現に向けて、市民、事業者及び市の連携のもと、住み続けたいまちづくりの取組をより一層進めていきます。

2. 計画の位置付け

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2の規定に基づき、市の都市計画の基本的な考え方を示すものであり、市におけるまちづくりの総合的な指針となるものです。

また、各分野の事業などの実施について財源を確保しながら詳細に示すものではなく、都市計画的な視点から基本的な方針を示すものです。

居住や都市機能の誘導、防災指針を示す、都市再生特別措置法第81条第1項の規定に基づく立地適正化計画は、都市計画マスタープランとあわせて策定します。



3. 都市計画マスタープランと立地適正化計画の役割等

本計画は、第1編「都市計画マスタープラン」、第2編「立地適正化計画」の2編で構成されます。両計画における役割や根拠法令については、下表のとおりです。

項目	第1編 都市計画マスタープラン	第2編 立地適正化計画
役割	市におけるまちづくりの基本的な方針を示すもの	都市計画マスタープランで掲げるまちづくりの目標を実現するための方策として、集約型の地域構造への再編に向けた誘導方針を示すもの
主な項目	まちづくりの目標、まちづくりの基本方針、地域別の整備方針、実現に向けて等	居住誘導区域、都市機能誘導区域、誘導施設・施策、防災指針、定量的な目標値等
根拠法令	都市計画法 第18条の2	都市再生特別措置法 第81条第1項

4. 計画期間

本計画は、おおむね20年後の都市の将来像を想定したうえで、都市計画の基本的な方針を定めるものであることから、目標年次は令和24（2042）年度とし、計画期間は令和5（2023）年度から令和24（2042）年度までの20年間とします。

計画期間：令和5（2023）年度から令和24（2042）年度までの20年間